

補助金等調書

(2-1)

番号	20	担当課名	クリーン推進課	補助開始年度	平成10年度	
補助金等の名称	生ごみ処理容器等購入費補助金					
交付要綱等の名称	印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱					
	終了年限の有無 ☒ 無・有 (平成 年度廃止予定)					
要綱に規定する 交付対象者	(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者 (2) 生ごみ処理容器等を購入してから1年以内であること。 (3) 補助金を受けてから5年を経過していること。 (4) 市税及び国民健康保険税を完納していること。 (5) 販売店等で新品の生ごみ処理容器等を購入していること。					
団体の運営に関し て補助金を交付し ている場合	団体名 (複数ある場合、団体ごとに別葉とする。)		設立年月日	構成人数		
	市から補助を受けていない市内類似団体の有無 (有・無) 有の場合は、類似団体数 ()					
	市の施策に対する貢献内容 (当該団体への補助金等交付年数も記載してください。)					
助成団体等 の状況	区分		平成28年度決算額	平成29年度決算額	平成30年度予算額	
	歳入	市補助金	1,582,300	1,037,500	2,062,000	
		内訳	国庫補助金			
			県補助金			
			その他			
			一般財源	1,582,300	1,037,500	2,062,000
		会費				
		事業収入				
		その他				
		合計				
	歳出	人件費				
		事務費				
		事業費	1,582,300	1,037,500	2,062,000	
		その他				
		合計	1,582,300	1,037,500	2,062,000	
	翌年度繰越金					
補助制度内容 (下部組織等の配分 も明記)	1 国補助 ・ 2 県補助 ・ ☒ 3 単独 ・ 4 市単独上乗せ 生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の購入について、補助金を交付する。 1. 生ごみ処理容器 購入額の3分の2を補助 (上限額3,000円) 2. 生ごみ処理機 購入額の3分の2を補助 (上限額40,000円)					

補助制度の 目的、効果、 公益性	目的及び効果について出来る限り詳細に記入してください。(別紙可)
	① 補助金等を交付する目的を記載してください。(市の上位計画等の施策のどの項目に当てはまるのか。その施策を遂行する上で何故補助金等として交付する必要があるのか。当該補助金等の重要性(必要性)についても併せて記載してください。)
	印西市総合計画 政策1-2「次代につなぐ地球環境にやさしい生活をめざす」 施策①環境負荷の低減に当てはまる。交付の必要性としては、燃やすごみの4割は、生ごみであるため、生ごみ処理容器等を普及させることにより、ごみの減量化に資するとともに堆肥化による資源化も見込めるため、資源循環型社会の推進となる。
	② 平成29年度予算計上の積算根拠を記載してください。(平成30年度からの補助金の場合は平成30年度予算の積算根拠を記入してください。)
	生ごみ処理容器 2,500円(平均補助額)×15台 = 37,500円 生ごみ処理機 30,000円(平均補助額)×70台 = 2,100,000円 合計 2,137,500円 予算額 2,138,000円
	③ 平成29年度の実績を記載してください(実績がない場合は、実績なしと記入してください。)
	生ごみ処理容器 18台 生ごみ処理機 30台 実績額 1,037,500円
	④ 補助効果をできるだけ詳細に記載してください。数値化できるものは、数値化してください。
	平成29年度に補助金の交付を受けた世帯に対しアンケートをとった結果、生ごみ処理機等の利用をこれからも続けたいと考えている人が88.6%と多数をしめている。
	⑤ 補助金交付の終期の目途がある場合は記載してください。(特に固定化された特定団体に対しての財政的自立に向けての終期設定や政策的事業に対しての終期目安を記載してください。終期到来により継続した場合は、その理由を記載してください。また、終期設定していない場合についても、その理由を記載してください。)
	ごみの減量化施策として継続して行う必要があるため、終期設定していない。
	⑥ 過去に補助率、補助事業の内容等、補助金等の見直しを行ったことがある場合は、その内容を記載してください。また、当該補助金等の今後のあり方(方向性)についても記載してください。
	【改正の経緯】 H10 生ごみ堆肥化処理容器購入設置補助金(補助率1/2、限度額3,000円)を廃止し、生ごみ処理容器(1/2、3,000円)、生ごみ処理機(1/2、25,000円)を対象として現要綱を制定 H12 生ごみ処理機の補助限度額を30,000円に改正 H15 補助率をそれぞれ2/3とし、生ごみ処理機の限度額を40,000円に改正 【今後の方向性】 補助金の交付により、ごみ量の減量化が図れるため、ごみ処理経費の削減が出来るとともに、堆肥化することで資源化も見込めるため、継続して実施することが必要と考える。
	⑦ 当該補助金等の公共性・公益性について記載してください。(受益者が特定の者に偏らず、広く市民にいきわたるものであり、また、不特定多数の者の利益の増進に付与すること補助金等であるか。当該補助金等の交付の性質を記載してください。)
	環境対策に寄与するもの
	効果が広く市民に行き渡り、特定の者の利益とならない補助金である
担当課の判定	☐ 拡大して継続 ☒ 現状維持で継続 ☐ 縮小して継続 ☐ 整理統合 ☐ 廃止
判定の理由	補助金の交付により、ごみ量の減量化が図れるため、ごみ処理経費の削減が出来るとともに、堆肥化することで資源化も見込めるため、継続して実施と判定する。

近隣市類似補助金等の状況

補助金等名	生ごみ処理容器等購入費補助金
-------	----------------

	補助率（定額補助の場合はその額）	補助上限額
成田市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 1,500円 コンポスト容器 5,000円 生ごみ処理機 50,000円
佐倉市	購入金額の1/3（生ごみ処理容器） 購入金額の1/4（生ごみ処理機）	生ごみ処理容器 2,000円 生ごみ処理機 10,000円
四街道市	平成23年度廃止	
八街市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 20,000円
富里市	購入金額の1/2	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 25,000円
白井市	購入金額の2/3（生ごみ処理容器） 購入金額の1/2（生ごみ処理機）	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 30,000円
印西市	購入金額の2/3	生ごみ処理容器 3,000円 生ごみ処理機 40,000円

ごみ減量化・再資源化推進事業
19節：負担金、補助および交付金

2：補助金

31：生ごみ処理容器等購入費補助金

※ 処理容器＝3000円上限(1基)

※ 減量化機器＝40000円上限(1基)

※2,138,000 (29年度予算額)

※補助金交付額が上限額を超える時があるの
で注意。

No.	申請日	番号	氏名	カナ	郵便番号	住所	購入額	補助金交付額	配当残額	～130L	190L	230L	EM	減	新規	既交付 状況	市費 繰上
1	H29.5.26	2225					¥55,900	¥37,200	¥2,100,800					1	○		0
2	H29.6.13	2226					¥4,280	¥2,800	¥2,098,000	1					○		1
3	H29.6.20	2227					¥55,900	¥37,200	¥2,060,800					1	○		1
4	H29.6.26	2228					¥54,000	¥36,000	¥2,024,800					1	○		1
5	H29.7.4	2229					¥92,366	¥40,000	¥1,984,800					1	○		1
6	H29.7.7	2230					¥53,800	¥35,800	¥1,949,000					1	○		1
7	H29.7.10	2231					¥21,000	¥14,000	¥1,935,000					1	○		1
8	H29.7.19	2232					¥7,150	¥3,000	¥1,932,000			1			○		2
9	H29.7.19	2233					¥55,900	¥37,200	¥1,894,800					1	○		2
10	H29.7.26	2234					¥55,900	¥37,200	¥1,857,600					1		○	2
11	H29.8.2	2235					¥61,560	¥40,000	¥1,817,600					1		○	2
12	H29.8.4	2236					¥62,070	¥40,000	¥1,777,600					1		○	2
13	H29.8.7	2237					¥55,119	¥36,700	¥1,740,900					1	○		2
14	H29.8.9	2238					¥19,999	¥13,300	¥1,727,600					1	○		2
15	H29.8.18	2239					¥54,247	¥36,100	¥1,691,500					1	○		2
16	H29.8.31	2240					¥12,916	¥6,000	¥1,685,500	2					○		4
17	H29.9.7	2241					¥9,504	¥3,000	¥1,682,500		1				○		5
18	H29.9.8	2242					¥10,490	¥3,000	¥1,679,500			1			○		6
19	H29.9.13	2243					¥65,000	¥40,000	¥1,639,500					1	○		6
20	H29.9.25	2244					¥4,640	¥3,000	¥1,636,500	2						○	8
21	H29.9.28	2245					¥24,624	¥16,400	¥1,620,100					1	○		8
22	H29.10.2	2246					¥9,180	¥3,000	¥1,617,100		1				○		9
23	H29.10.17	2247					¥7,150	¥3,000	¥1,614,100			1			○		10
24	H29.11.13	2248					¥57,640	¥38,400	¥1,575,700					1	○		10
25	H29.11.14	2249					¥4,280	¥2,800	¥1,572,900	1						○	11
26	H29.11.13	2250					¥54,779	¥36,500	¥1,536,400					1	○		11
27	H29.11.20	2251					¥54,230	¥36,100	¥1,500,300					1	○		11
28	H29.11.24	2252					¥4,280	¥2,800	¥1,497,500	1					○		12
29	H29.12.8	2253					¥24,143	¥16,000	¥1,481,500					1	○		12
30	H29.12.11	2254					¥4,280	¥2,800	¥1,478,700	1						○	13
31	H29.12.18	2255					¥51,795	¥34,500	¥1,444,200					1	○		13
32	H29.12.19	2256					¥59,000	¥39,300	¥1,404,900					1	○		13
33	H30.1.9	2257					¥55,910	¥37,200	¥1,367,700					1	○		13
34	H30.1.15	2258					¥4,390	¥2,900	¥1,364,800	1					○		14
35	H30.1.15	2259					¥23,000	¥15,300	¥1,349,500					1	○		14
36	H30.1.18	2260					¥45,800	¥30,500	¥1,319,000					1		○	14
37	H30.1.29	2261					¥17,280	¥3,000	¥1,316,000	1						○	15
38	H30.1.30	2262					¥54,456	¥36,300	¥1,279,700					1	○		15
39	H30.2.5	2263					¥59,000	¥39,300	¥1,240,400					1		○	15
40	H30.2.7	2264					¥7,981	¥5,200	¥1,235,200	2						○	17
41	H30.2.22	2265					¥58,000	¥38,600	¥1,196,600					1	○		17
42	H30.3.16	2266					¥53,000	¥35,300	¥1,161,300					1	○		17
43	H30.3.13	2267					¥63,140	¥40,000	¥1,121,300					1	○		17
44	H30.3.23	2268					¥26,800	¥17,800	¥1,103,500					1	○		17
45	H30.3.30	2269					¥7,150	¥3,000	¥1,100,500			1			○		18
46		2270							¥1,100,500								18
47		2271							¥1,100,500								18
48		2272							¥1,100,500								18
49		2273							¥1,100,500								18
50		2274							¥1,100,500								18
51		2275							¥1,100,500								18
52		2276							¥1,100,500								18
53		2277							¥1,100,500								18
54		2278							¥1,100,500								18
55		2279							¥1,100,500								18
56		2280							¥1,100,500								18
57		2281							¥1,100,500								18
58		2282							¥1,100,500								18
59		2283							¥1,100,500								18
60		2284							¥1,100,500								18
61		2285							¥1,100,500								18
62		2286							¥1,100,500								18
63		2287							¥1,100,500								18
64		2288							¥1,100,500								18
65		2289							¥1,100,500								18
66		2290							¥1,100,500								18
67		2291							¥1,100,500								18
68		2292							¥1,100,500								18
69		2293							¥1,100,500								18
70		2294							¥1,100,500								18
71		2295							¥1,100,500								18
72		2296							¥1,100,500								18
73		2297							¥1,100,500								18
74		2298							¥1,100,500								18
75		2299							¥1,100,500								18
合計							¥1,643,029	¥1,037,500	¥1,100,500	12	2	4	0	30	35	10	18
										18			30		45		

補助金上限(1基当り)	
容器	3,000円
機器	40,000円

内訳	
¥49,300 コンポスト容器	18
¥0 EM容器	0
¥988,200 減量機	30
合計	交付基数 48
¥1,037,500	交付世帯数 0

予算額 ¥2,138,000
配当残 ¥1,100,500 2018/6/20



生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書

平成29年11月13日

印西市長 様

住所 印西市

申請者 氏名

電話 ()

印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1	生ごみ処理容器	基
2	生ごみ処理機	/ 基
3	交付申請額	38,400 円
4	設置年月日	平成29年11月8日
5	設置場所	玄関
6	添付書類	別添のとおり
税情報等調査同意書 生ごみ処理容器等購入費補助金を受けるため、市税等の課税納付状況を調査することについて同意します。 世帯主氏名 世帯員氏名 世帯員氏名 世帯員氏名 世帯員氏名		

第2号様式（第6条）

生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書

印西ク指令第4号の24

平成29年11月13日

様

印西市長 板倉 正直



平成29年11月13日付けで申請のあった生ごみ処理容器等購入費補助金については下記のとおり決定したので印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定額 金 38,400 円
- 2 交付の条件 使用に当たっては、次の事項について遵守してください。
 - (1) 生ごみ処理容器等は常に良好な状態に保つように維持管理に努め、補助金交付後5年間は、特別な事情が無い限り廃棄などの処分をしないこと。
 - (2) 生成物については適正に処理すること。

○印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

平成10年 3 月 30日 告示第35号

改正

平成12年 3 月 31日 告示第39号

平成15年 3 月 27日 告示第27号

平成17年 3 月 31日 告示第27号

平成22年 3 月 17日 告示第48号

平成24年 3 月 30日 告示第59号

平成30年 3 月 30日 告示第62号

印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、ごみの減量促進事業に資するため、生ごみ処理容器及び生ごみ処理機（以下「生ごみ処理容器等」という。）を購入し、かつ、設置した者に対し、生ごみ処理容器等の購入に要する経費について予算の範囲内において印西市補助金等交付規則（昭和53年規則第6号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 生ごみ処理容器

ア 生ごみを発酵分解すること等により、たい肥化することを目的として製造された物及び生ごみを密閉又は乾燥することにより、水切りができるもの

イ 生ごみを手動でかくはんさせ、有用な微生物を利用し発酵分解することで、その容量を減少又は消滅させるもの

(2) 生ごみ処理機 生ごみを熱によって乾燥し、又は有用な生物を利用し発酵分解することでその容量を減少させることを目的として製造された電気式のものをいう。ただし、排水設備に設置するディスポーザーは除く。

(補助対象者)

第3条 補助金は、次に掲げるすべての条件に該当する者に対して交付する。

(1) 市内に住所を有し、かつ、居住している世帯主であること。

(2) 生ごみ処理容器等を購入してから1年以内であること。

(3) 補助金を受けてから5年を経過していること。ただし、生ごみ処理容器については、補助金の対象数に達した時点から5年とする。

(4) 市税及び国民健康保険税を完納していること。

(5) 販売店等で新品の生ごみ処理容器等を購入していること。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる額（100円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）とする。

(1) 生ごみ処理容器 生ごみ処理容器の購入額の3分の2に相当する額と

し、1基について3,000円を限度とする。

(2) 生ごみ処理機 生ごみ処理機の購入額の3分の2に相当する額とし、1基について4万円を限度とする。

2 補助金の対象となる生ごみ処理容器等の数は、生ごみ処理容器にあつては1世帯当たり2基以内（ただし、50リットル以下の容器については、4基以内とする。）とし、生ごみ処理機にあつては1世帯当たり1基とする。

（交付申請）

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとするときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付申請書（別記第1号様式）に生ごみ処理容器等の購入に係る領収書その他必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、交付の可否を決定し、規則第6条の規定により生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）により通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、規則第16条の規定により生ごみ処理容器等購入費補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の取消し及び返還）

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者で次の各号のいずれかに該当するときは、生ごみ処理容器等購入費補助金交付決定取消書（別記第4号様式）により補助金の交付の決定を取り消すものとする。この場合において、既に補助金が交付されているときは、生ごみ処理容器等購入費補助金返還命令書（別記第5号様式）により返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（財産処分の制限及び廃棄届）

第9条 規則第23条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの5年間とする。ただし、修理不可能な故障が生じた場合など市長が認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定による期間以内に生ごみ処理容器等を廃棄する場合は、生ごみ処理容器等購入費補助金交付品廃棄届（別記第6号様式）を提出しなければならない。

（現況調査）

第10条 市長は、補助金交付の適正化のため必要と認めるときは、補助の対象となった生ごみ処理容器等の設置状況について調査を行うものとする。

（協力義務）

第11条 補助金の交付を受けた者は前条の規定による調査があつたときは、そ

の照会に応えなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(印西市生ごみ堆肥化处理容器購入設置補助金交付要綱の廃止)

- 2 印西市生ごみ堆肥化处理容器購入設置補助金交付要綱（平成3年告示第31号。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、旧要綱の規定によりされた補助金の交付申請、補助金の交付その他の行為は、この要綱の相当規定によりされたものとみなす。

(印旛村及び本埜村の編入に伴う経過措置)

- 4 印旛村及び本埜村の編入の日（以下「編入日」という。）の前日までに、印旛村生ごみ処理容器等購入設置助成金交付要綱（平成13年印旛村告示第3号）又は本埜村生ごみ処理容器等購入費助成金交付要綱（平成13年本埜村要綱第2号）（以下これらを「編入前の要綱」という。）の規定によりなされた申請、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

- 5 編入日の前日までに、編入前の要綱の規定により交付申請のあった補助金の額は、この告示の規定にかかわらず、編入前の要綱の例による。

附 則（平成12年3月31日告示第39号）

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日告示第27号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行期日前に申請があった補助金の交付については、この告示による改正後の印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月31日告示第27号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の（中略）印西市生ごみ処理容器等購入費補助金交付要綱（中略）（以下「旧告示」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示による改正後の旧告示の規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月17日告示第48号）

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成24年 3 月 30日 告示第59号）
この告示は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月 30日 告示第62号）
この告示は、公示の日から施行する。